

Q14 : 期間途中で再就職等で他の社会保険に加入した場合は、どうしたらよいですか？

A14: 再就職等で新しい保険証を取得した場合、「資格喪失申出書」を提出してください。その保険証の写しにより加入年月日を確認して任意継続組合員の資格喪失の手続きを行います。また、掛金は資格喪失の手続き完了後、過払い分の確認ができしだい返金手続きを御案内します。

(なお、国民健康保険に加入する、又は御家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、任意継続組合員の資格喪失の申し出のあった月の末日まで任意継続組合員の資格を有し、翌月の初日から国民健康保険の被保険者、又は御家族の加入する医療保険の被扶養者になることができます。)